

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム アマリリス短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 神戸婦人同情会が開設する特別養護老人ホーム アマリリス短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)は、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 サービスの運営にあたっては、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年12月21日 条例第52号)を遵守する。
- 2 指定短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3 サービスの運営にあたっては、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年12月21日 条例第52号)を遵守する。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム アマリリス
- ② 所在地 兵庫県尼崎市若王寺3丁目16-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。(介護予防も合算して表記する)

- ① 管理者 1名(常勤・特別養護老人ホーム、通所介護と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ③ 従業者
医師 1名(非常勤・嘱託・特別養護老人ホームと兼務)
生活相談員 1名(常勤・特別養護老人ホームと兼務)
看護職員 4名(常勤4名・特別養護老人ホームと兼務)
介護職員 42名(常勤専従32名、非常勤専従10名・特別養護老人ホームと兼務)

機能訓練指導員 1名(常勤・特別養護老人ホームと兼務)

管理栄養士 1名(常勤・特別養護老人ホームと兼務)

調理員 5名(常勤2名、非常勤3名・特別養護老人ホームと兼務)

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

① 併設型 0名(ユニット型個室 10名)

② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員 90名以内

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 1、短期入所生活介護の利用者が、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。また、利用者負担額に関しては、負担割合証に応じた額とする。

2、介護予防短期入所生活介護の利用者が、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。また、利用者負担額に関しては、負担割合証に応じた額とする。

- ① 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 第8条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 680円

3 その他の費用

施設は前条二項の支払を受ける額のほか、重要事項に定める費用の額の支払いを受ける。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その負担限度額認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

12、キャンセル料は以下の通り

- ① 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

- ② 介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第7条 相当期間以上継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護等の提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画当」という。)を作成する。

2.短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3.担当者は、短期入所生活介護計画等の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、尼崎市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条

生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

第12条 1.事業所は事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。また、医薬品及び医療器具の管理についても、適正な管理を行うものとする。

2.事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時等)

第13条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により、事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、再発防止に向けた指針を策定する。

2.前項事故については、その状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。

3.事業者は利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4.自己の責めにより帰すべき事由により発生した事故は損害賠償の対象にならない場合がある。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

2.前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3.事業者は、介護保険法の規定により、市や国民健康保険団体連合会(以下「市等」という。)から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力し、市等から指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4.事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(高齢者虐待防止)

第15条 事業者は利用者の人権擁護、高齢者虐待の防止等のやめ、次の措置を講ずるものとする。

1、高齢者虐待の防止の研修を全職員行う。

2、高齢者虐待の防止に関する責任者の選定・設置を行う。

3、その他高齢者虐待の防止のための必要な措置。

(記録の整備)

第16条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

I、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画

II、提供した具体的サービス内容等の記録。

III、身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。

IV、利用者に関する市町村への通知に係る記録。

V、苦情の内容等に関する記録。

VI、事故の状況及び、事故に際してとった処置についての記録。

2.事業者は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日より5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 1 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年12回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。(守秘義務)

4 事業者は以下の要件であることとする。

1 事業者及び管理者(施設長)が暴力団員等でないものとする。

2 運営が暴力団等の支配を受けていないものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。